

～相談事例～

こんな時、どうするの？

リチウムイオン電池が事故原因になると聞きますが、事業所で使った電池、充電電池、電池入り製品を安全に処分するにはどうしたらいいですか。電池を製品から取り出せても、電池の種類の見分け方もわかりません



協会にあった相談を解決するための参考情報を紹介します。

電池には乾電池のような「使い切り」の一次電池と「充電式」の二次電池があります。処分するには電池の中身を知り分別する必要があります。どのような電池か判別しましょう。

Q1 まず外観から、「規格品」の電池か、機器に内蔵される「パック型電池」かを判別します。「規格品」には、ボタン・コイン型、単一、単二、単三と呼ばれる円筒形や角型のもの、自動車等のバッテリーがあります。この他の製造者の仕様の「パック型電池」は、電子機器に内蔵される「パック型」、「シート型」のほか多様な形状です。

Q2 次に、表示から、「使い切り」か「充電式」かを判別しましょう。

アルカリ・マンガン乾電池以外の「規格品」の電池にはアルファベットの記載があります。（一社）電池工業会（以下、「BAJ」と表記。） <https://www.baj.or.jp/battery/kind/kind.html> に紹介されています。

1991年前の「リチウムイオン電池」は、水銀を含有しているかどうかの情報も必要です。これらの「使い切り」タイプ乾電池は、「金属」「汚泥」の産業廃棄物として処分できます。水銀含有の場合は、水銀回収可能な処分業者に委託が必要です。

① 使い切り電池の場合

使い切り電池のアルファベット表示

	アルカリ電池	マンガン電池	リチウム一次電池	空気亜鉛電池	酸化銀電池
円筒形	LR,A23,A32, E96,AAAA	R,UM,SUM	CR,FR, BR		
角型	6LF22,6LR61	6F22			
ボタン型	LR			PR	SR
コイン型			CR,BR		
パック形※			CR		

「ボタン型(LR,PR,BR)」は、新しい電池を BAJ の回収協力店で購入する場合に、その販売店に下取りをお願いすることができます。ただし、リチウムイオン電池の「コイン型(CR,BR)」は対象外です。



② 充電式電池の場合

多くの充電電池に、右のリサイクルマーク表示があります。特に、資源有効利用促進法の指定再資源化製品（小型二次電池使用製品 28 品目）の電池には右記マークを付け販売することになっています。



～相談事例～

製品から取り外した「小型二次電池」を、製造者や販売者らが組織する(一社)JBRC が回収し、処分や再生をしています。事業の紹介 HP です。

https://www.jbrc.com/recovery_base/kaishu_kibou/



③ マークがない場合

充電式ということしか分からない場合は、製品の製造者・販売者・輸入者に処分の方法を尋ねましょう。

充電式電池のアルファベット表示

充電式	ニッカド電池  Ni-Cd ニカド電池	ニッケル水素電池  Ni-MH ニッケル水素電池	リチウムイオン電池  Li-ion リチウムイオン電池	リチウム二次電池  Li-ion リチウムイオン電池	鉛蓄電池  Pb 小形シール鉛蓄電池
円筒形	Ni-Cd,KR	Ni-MH,HR	Li-ion		
角型	Ni-Cd,KF	Ni-MH,HF	Li-ion		Pb・カーバッテリー
コイン型				VL,ML,TC,CLB,MS,MT,UT	
パック形※	Ni-Cd,KR※	Ni-MH,HR※	Li-ion※	※	

※小型電子機器に内蔵されたパック型

小型二次電池のリサイクル(資源有効利用促進法)

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden/index03.html

④ 自動車バッテリー(鉛蓄電池)の場合

「金属」「汚泥」「廃酸(特管)」で許可業者に委託できます。広域認定の5つの事業者のものであれば、いずれの製造者のものでも広域認定の業者に委託できます。また、右の看板がある販売店では購入時に無償の引取りもしています。

R6.3.6 現在の認定事業者は5者

古河電池(株)

(株)GS ユアサ

昭和電工マテリアルズ(株)

エナジーシステムサービスジャパン(株)

(株)GS ユアサ エナジー



Q3 排出する電池(産業廃棄物)を回収拠点や処分先までどのように運びますか?

事業者自ら運べない場合は、「産業廃棄物収集運搬業者」に委託する必要があります。委託契約書や産業廃棄物管理票も必要です。

Q4 使用済み小型家電の場合、電池を入れたまま製品ごと処分することはできますか。

処分するときは、**充電電池を外し**、「金属くず」「廃プラ」「ガラス陶磁器くず」の産業廃棄物として許可を持つ処分業者に委託できます。資源の有効利用の観点から、小型家電リサイクル法に基づく国の認定を受けた事業者へ委託すると、希少金属の回収が円滑にできます。排出事業者は、処分先に充電電池の使用製品である旨の説明と、再資源化を意識した方法を選択することが求められています。

充電電池の有無を把握し処分業者に伝えましょう。



事業者向け小型家電リサイクル法 <https://www.env.go.jp/content/900535787.pdf>